

医政発 0401 第 23 号
令和 8 年 4 月 1 日

各

都道府県知事 保健所設置市長 特別区長

 殿

厚生労働省医政局長
(公 印 省 略)

重点医師偏在対策支援区域で承継・開業する診療所に係る登録免許税
の軽減措置の適用について

所得税法等の一部を改正する法律（令和 8 年法律第 12 号）、租税特別措置法施行令の一部を改正する政令（令和 8 年政令第 98 号）及び租税特別措置法施行規則等の一部を改正する省令（令和 8 年財務省令第 21 号）の施行に伴い、医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 30 条の 4 第 2 項第 11 号イ(2)に規定する重点医師偏在対策支援区域において承継又は開業する診療所のうち一定の要件を満たすものの開設者又は管理者が、当該承継又は開業をする際に建築又は取得する建物の所有権の保存若しくは移転の登記又は土地の所有権の移転の登記に係る登録免許税の軽減措置が、本日から講じられることとなりました。

当該軽減措置の適用を受けるために必要な手続き等について、下記のとおり定めることとしたため、貴職におかれては、十分御了知の上、関係者、関係団体等に周知をお願いいたします。

なお、本通知の内容は、関係省庁と協議済みであることを申し添えます。

記

1 趣旨

令和 6 年 12 月 25 日に策定した「医師偏在の是正に向けた総合的な対策パッケージ」に基づき、都道府県において「重点医師偏在対策支援区域」を設定した上で経済的インセンティブ等の対策を実施することとしているところ、当該区域で承継又は開業する診療所に対して、その建築又は取得する建物の所有権の保存の登記若しくは移転の登記又は土地の所有権の移転の登記に係る登録免許税の税率を軽減するもの。

2 概要

(1) 制度の概要

令和 8 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日までの間に重点医師偏在対策

支援区域において承継又は開業する診療所のうち以下の要件を満たすものの開設者又は管理者が、当該診療所の承継又は開業に必要な建物の建築をし、建築後1年以内に建物の所有権の保存の登記を行った場合には、当該建物の所有権の保存の登記に係る登録免許税の税率を1000分の2（本則1000分の4）とし、建物の取得をし、取得後1年以内に建物の所有権の移転の登記を行った場合には、当該建物の所有権の移転の登記に係る登録免許税の税率を1000分の10（本則1000分の20）とし、土地の取得をし、取得後1年以内に所有権の移転の登記を行った場合には、当該土地の所有権の移転の登記に係る登録免許税の税率を1000分の10（本則1000分の20）とする。

① 重点医師偏在対策支援区域を定めた医療計画を都道府県が策定又は変更をした日において、次のいずれにも該当する区域に所在していること（別紙参照）

- ・医療計画において医師少数区域として定められている区域
- ・可住地面積当たりの医師数が少ない二次医療圏（全国下位4分の1）である区域

② 最寄りの一般病院（※）までの移動距離が7.5km以上となる位置に所在すること

③ 建物の新築、取得、増築、改築、修繕又は模様替に要する費用について、重点医師偏在対策支援区域における「診療所の承継・開業支援に係る医療施設等施設整備費補助金」を受けていること又は受けることが確実であると見込まれること

（※） その有する病床が主として医療法第7条第2項第4号に規定する療養病床又は同項第5号に規定する一般病床である病院のうち、次に掲げる病院以外の病院

- ・主として理学療法又は作業療法を行う病院
- ・その施設の全てが児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条に規定する児童福祉施設である病院

（2） 医療機関における手続

重点的に医師の確保を図る必要がある区域のうち、一定の区域内で承継又は開業する一定の要件を満たす診療所の用に供するために建築又は取得をした建物の所有権の保存の登記若しくは移転の登記又は当該建物の敷地の用に供するために取得した土地の所有権の移転の登記について、登録免許税の税率の軽減措置の適用を受けようとする場合は、

① 登記を行う前に、租税特別措置法施行規則（昭和32年大蔵省令第15号）第31条の規定に基づき、別添様式の租税特別措置法適用証明申請書に必要事項を記載の上、都道府県に申請を行うこと。

※ 租税特別措置法適用証明書の申請については、重点医師偏在対策支援区域における「診療所の承継・開業支援に係る医療施設等施設整備費補助金」に係る事業計画書等の提出日以降に、都道府県に郵送又はメールで提出することとする。

- ② 当該建物の建築若しくは取得又は土地の取得後 1 年以内に、登記の申請に都道府県から交付を受けた租税特別措置法適用証明書を添付した上で、登記所において登記を行うこと。

(別紙)

重点医師偏在対策支援区域のうち医師少数区域かつ可住地面積あたりの医師数が全国下位 1/4 の二次医療圏一覧

都道府県	二次医療圏名
北海道	南檜山
北海道	北渡島檜山
北海道	南空知
北海道	北空知
北海道	日高
北海道	富良野
北海道	宗谷
北海道	北網
北海道	遠紋
北海道	釧路
北海道	根室
青森県	西北五地域
青森県	上十三地域
青森県	下北地域
岩手県	岩手中部
岩手県	胆江
岩手県	両磐
岩手県	気仙
岩手県	宮古
岩手県	久慈
宮城県	仙南
宮城県	大崎・栗原
秋田県	県北
秋田県	県南
山形県	最上
山形県	庄内
福島県	県南
福島県	相双
福島県	会津・南会津
茨城県	鹿行

茨城県	筑西・下妻
栃木県	県北
群馬県	吾妻
東京都	島しょ
新潟県	下越
新潟県	魚沼
新潟県	上越
新潟県	佐渡
石川県	能登北部
福井県	奥越
長野県	木曽
岐阜県	飛騨
愛知県	東三河北部
島根県	雲南
島根県	大田
岡山県	高梁・新見
岡山県	真庭
高知県	幡多
大分県	西部
宮崎県	西諸
宮崎県	西都児湯
鹿児島県	出水
鹿児島県	曾於
鹿児島県	熊毛
鹿児島県	奄美

別添

様式（第 81 条の 2 第 1 項又は第 2 項関係）

租税特別措置法適用証明申請書

年 月 日

都道府県知事 名 殿

主たる事務所の所在地
名 称
代表者の資格及び氏名

（注 1）

下記事項が租税特別措置法第 81 条の 2 第●項に該当するものであることにつき、租税特別措置法施行規則第 31 条第●項の規定による証明を受けたいので申請します。

記

1. 登記申請人 （注 2）
2. 上記登記申請人が、租税特別措置法第 81 条の 2 第 1 項に規定する診療所の開設者又は管理者であること
3. 不動産の表示（別紙） （注 3）
4. 上記不動産が建物の場合、租税特別措置法施行令第 42 条の 7 第 1 項に規定する区域（※）内に所在すること
（※） その区域を重点医師偏在対策支援区域と定めた医療計画を都道府県が策定又は変更した日において、次のいずれにも該当する区域
 - ・医療計画において医師少数区域として都道府県により定められている区域
 - ・可住地面積当たりの医師数が少ない二次医療圏（全国下位 4 分の 1）である区域
5. 上記不動産が建物の場合、上記診療所の用に供するものであること
6. 上記不動産が建物の場合、当該建物の新築、取得、増築、改築、修繕又は模様替に要する費用について、重点医師偏在対策支援区域における「診療所の承継・開業支援に係る医療施設等施設整備費補助金」を受けていること又は受けることが確実であると見込まれること
7. 上記不動産が建物の場合、当該建物から最寄りの一般病院（※）までの移動距離が 7.5km 以上となる位置に所在すること
（※） その有する病床が主として療養病床又は一般病床である病院のうち、次の病院以外の病院
 - ・主として理学療法又は作業療法を行う病院
 - ・その施設の全てが児童福祉施設である病院以外の病院
8. 上記不動産が土地の場合、租税特別措置法第 81 条の 2 第 1 項の適用を受ける建物の敷地の用に供するものであること
9. 上記登記申請人が、上記不動産の建築又は取得をした年月日
年 月 日

上記事項は、租税特別措置法第 81 条の 2 第●項に該当するものであることを証明します。

番 号
年 月 日
都道府県知事 印

(備考)

用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

(記載要領)

(注1) 申請者である法人の主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の資格及び氏名を記載する。
申請者が個人の場合は、住所、屋号及び氏名を記載する。

(注2) 「上記証明申請者と同じ」と記載すること。

(注3) 別紙には、所有権の移転又は保存の登記をすべき不動産の表示を記載する。

(1) 建物の場合 所在、家屋番号、種類、構造及び床面積

(2) 土地の場合 所在、地番、地目及び地積

(別紙)

1. 建物

所 在	家屋番号	種 類	構 造	床 面 積

(注1)「所在」、「家屋番号」、「種類」、「構造」及び「床面積」欄は、いずれも登記事項証明書の記録に合わせて記載する。

2. 土地

所 在	地 番	地 目	地 積

(注1)「所在」、「地番」、「地目」及び「地積」欄は、いずれも登記事項証明書の記録に合わせて記載する。